



令和4年 (2022年) 7月27日(水)

No. 15703 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆欧州各国の知的財産制度

—第31回— ギリシャ(中)……………(1)

☆イノベーション・ブランド構築に資する

意匠法改正～令和元年改正～……………(11)

☆商標審査を約2倍の速度で! SPEED UP! (12)

欧州各国の知的財産制度

—第31回— ギリシャ(中)

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、欧州各国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、ギリシャの知的財産制度のうち、意匠制度、半導体回路保護制度を中心に解説する。

2. 総論

ギリシャの知的財産法のうち、意匠制度について

は、1954年に法律No.3026として、特許法とともに意匠法が制定された。意匠法は、その後、2002年3月6日に改正意匠法が施行されている(2002年大統領令No.161)。最近では、法律No.3966/2011として、2011年5月24日に意匠法が改正され、現在に至っている。ハーグ協定については、ギリシャは1997年4月にハーグ協定ジュネーブアクトに加盟している。

意匠制度と同様に、知的な創作を保護する他の

すべてはクライアントのために

All for Our Clients

住友特許事務所

所長 住友 慎太郎※ 弁理士 石原 幸信
 弁理士 浦 重剛 弁理士 市田 哲
 弁理士 苗 村 潤※ (※ 特定侵害訴訟代理可)

〒532-0011 大阪市淀川区西中島6丁目1番1号 新大阪プライムタワー20F
 TEL (06)6302-1177(代) FAX (06)6308-4126
 E-mail : info@sumi-pat.com(代表) URL : http://www.sumi-pat.com